

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

堀田丸正株式会社

取締役社長 平 岩 誠

第119回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hotta-marusho.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」「第119回定時株主総会の招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「堀田丸正」または「コード」に当社証券コード「8105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月

26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第119期（自 2022年4月1日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
（至 2023年3月31日）
2. 第119期（自 2022年4月1日）計算書類報告の件
（至 2023年3月31日）

決議事項

- 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに行使して下さい。

(3) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.hottamarusho.co.jp>) に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様付する書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。

●バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株皆様(特別口座をお持ちの株皆様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日）におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、個人消費の回復が見られる一方で、資源価格の高騰やエネルギーコストの上昇ならびに生活必需品の値上げも相次いでおり、消費マインドの動向、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社では、継続した構造改革と収益力向上ならびに成長のための投資を行い、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度においては、前期にベビー・キッズ卸事業ならびに寝装卸事業から撤退した影響がありましたが、ファッション関連消費の回復に伴い、ファッション事業ならびにマテリアル事業が好調に推移した結果、売上高38億67百万円（前期比4.5%増）、営業損失は1億16百万円（前期は営業損失1億73百万円）と前期に比べ売上高は増加し、営業損失は改善いたしました。また、貸付による受取利息収入44百万円を計上し、経常損失は69百万円（前期は経常損失1億47百万円）、助成金収入を特別利益へ、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した固定費（休業中の人件費等）を「感染症関連損失」として「特別損失」に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は78百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2億7百万円）となり、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失も大幅に改善いたしました。

② 事業別の営業概況

当連結会計年度より、ファッション事業におけるD2C事業の強化を目的とし、マテリアル事業の製品企画部門をファッション事業へ組織改編しております。これに伴い、前期比較につきましては、変更後のセグメント区分に組替えした数値で比較しております。

きもの事業は、百貨店及び専門店での催事販売会における集客に回復が見られたこと、ならびにきもの市場の活性化を図るため、2月度に東京、大阪にて、きもの・宝飾の大型催事『Beauty of Japan2023』を開催したこともあり増収となりましたが、催事経費等販売費の増加もあり、減益となりました。この結果、売上高7億24百万円（前期比7.6%増）、営業損失は61百万円（前期は営業損失33百万円）となりました。

ライフスタイル事業である東北地区におけるギフト事業は、商品原価高騰による収益悪化の影響を受けましたが、新規取引先数の増加ならびに既存取引先からの受注が底堅く推移し、前期に対し増収増益となりました。ヘルスケア事業は、前年度に寝装品の卸売事業から撤退した影響により大幅な減収となり、また新たな商品開発等の先行投資もありましたが、固定費が大幅に減少したことにより増益となりました。この結果、売上高3億78百万円（前期比12.8%減）、営業利益は28百万円（前期比132.9%増）となりました。

ファッション事業は、行動制限緩和による消費行動の回復が見られ、1月～3月における気温変化に対し適切にMD対応できたこともあり、ミセス卸売事業ならびにSHOP事業が好調に推移いたしました。また製品企画部門におけるOEM受注が堅調に推移するとともに新たに立ち上げた各D2Cブランドが売上貢献を開始した結果、前期に対し増収となりました。営業利益はD2C事業立ち上げに伴う先行投資の影響がありましたが、前年度のベビー・キッズ卸事業の撤退に伴う固定費の遞減効果もあり、前期比に対し大幅な増益となりました。この結果、売上高15億23百万円（前期比6.7%増）、営業利益は26百万円（前期は営業利益1百万円）となりました。

マテリアル事業は、海外事業において、中国上海市ロックダウンによるサプライチェーン混乱の影響もあり、減収減益となりましたが、国内事業において、中国上海市ロックダウン解除後以降中国内需向けの受注増ならびに国内アパレル各社からの受注も堅調に推移し、増収増益となりました。海外事業の減収減益分以上に国内事業が伸長した結果、売上高12億41百万円（前期比6.3%増）、営業利益は56百万円（前期比46.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（2022年4月～2023年3月）		前期（2021年4月～2022年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
き も の 事 業	724	18.7	672	18.2
ライフスタイル事業	378	9.8	433	11.7
ファッション事業	1,523	39.4	1,427	38.5
マテリアル事業	1,241	32.1	1,168	31.6
合 計	3,867	100.0	3,701	100.0

(注) 当連結会計年度より、ファッション事業におけるD2C事業の強化を目的とした組織改編に伴い、「マテリアル事業」に区分していた製品企画部門を「ファッション事業」に変更しております。なお、前期のセグメント売上高は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の様況

当社は2022年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社吉利と吸収合併を行い、同社の権利義務全部を承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失1億16百万円及び経常損失69百万円、親会社株主に帰属する当期純損失78百万円を計上する結果となり、当社グループの業績は改善傾向にあります。当連結会計年度まで5期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。そのため、過去の業績も考慮し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでに至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループといたしましては、来期の利益計画において、連結営業利益の黒字化を見込んでいるとともに、保有現預金から資金計画、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

連結営業利益の黒字化に向けては、下記の戦略を考えております。対処すべき課題といたしまして、依然として不透明な経営環境の中、将来の成長に向けた投資ならびに着実に収益を向上させるための投資を進める一方、継続した構造改革を進め、安定的・継続的に利益を創造する体制を構築してまいります。

具体的には、

①事業ポートフォリオ最適化

②マテリアル事業・ファッション事業における収益力向上

③モノ作りの推進ならびに直販（D2C）事業の成長促進

④きもの事業における再価値創造

上記の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して鋭意努力してまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 116 期 2020年 3 月期	第 117 期 2021年 3 月期	第 118 期 2022年 3 月期	第 119 期 (当連結会計年度) 2023年 3 月期
売 上 高(百万円)	5,547	3,779	3,701	3,867
経常損失(△) (百万円)	△206	△530	△147	△69
親会社株主に帰属する当期 純損失(△) (百万円)	△144	△809	△207	△78
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.58	△14.40	△3.70	△1.39
総 資 産(百万円)	5,107	4,040	3,821	3,694
純 資 産(百万円)	4,077	3,276	3,090	3,026
1株当たり純資産 (円)	72.50	58.26	54.94	53.81

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株(出資比率58.69%)保有しております。当社と同社は役員・取締役等の関係があります。当社と同社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っております。

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので、妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
当該事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
堀田（上海）貿易有限公司	千円 1,655	% 100.00	意匠燃糸事業（意匠燃糸の製造・卸売販売）

(11) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、ヘルスケア商品等の卸売販売及び意匠燃糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- きもの事業 : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。
- ライフスタイル事業 : マットレスを中心としたヘルスケア商品と葬祭等のギフト商品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。
- ファッション事業 : ブラウス、ニット、スカート、パンツ、ワンピース、スーツ等の婦人洋品と横ニットの企画・卸売販売、ホームファッション等の卸売販売、D2C事業をしております。
当社が製造・販売しております。
- マテリアル事業 : リングヤーン、シャギーヤーン、ポーラヤーン、特殊紡績糸を製造・卸売販売しております。
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社	東京都中央区日本橋室町
	京 都 支 店	京都府京都市南区吉祥院中島町
	盛 岡 支 店	岩手県盛岡市流通センター
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名	称	所	在	地
堀田 (上海) 貿易有限公司	本	社	中	華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	(名)	前	期	末	比	増	減	(名)
き	も	の	事	業			25											4	減
ラ	イ	フ	ス	タ	イ	ル	9											4	減
フ	ァ	ッ	シ	ョ	ン	事	28											6	増
マ	テ	リ	ア	ル	事		21											6	減
全	社	(共	通)		10											3	減
合					計		93											11	減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数26名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区	分	使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数						
合	計	ま	た	は	平	均				85	名				3	名	減			49.41	歳					15.6	年

(14) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年6月28日開催の第118回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

また、同株主総会での承認決議に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社吉利と吸収合併を行い、同社の権利義務全部を承継いたしました。

2. 会社の現況（2023年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,395,953株）
- ③ 株主数 8,273名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
横山 信孝	700,000	1.24
株式会社SBI証券	388,900	0.69
日本証券金融株式会社	335,700	0.60
エムエルアイ ストック ローン	215,150	0.38
マネックス証券株式会社	193,505	0.34
和田 修	179,500	0.32
山野愛子どろんこ美容株式会社	179,400	0.32
中谷 幸夫	170,400	0.30

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,395,953株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	平 岩 誠	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長 創建ホームズ㈱取締役 RIZAPインベストメント㈱取締役
取締役	矢 部 和 秀	当社常務執行役員管理本部長
取締役	下 野 隆 充	当社執行役員営業本部長兼ファッション事業部長 堀田（上海）貿易有限公司董事
取締役	塩 田 徹	RIZAPグループ㈱取締役 国内事業・マーケティング・人事・DX統括、社長室長、RIZAP事業統括、REXT事業統括 RIZAP㈱取締役 MRKホールディングス㈱取締役 BRUNO㈱取締役 SDエンターテイメント㈱取締役 RIZAPビジネスイノベーション㈱代表取締役社長 REXT㈱代表取締役会長兼社長執行役員 REXT Holdings㈱代表取締役会長兼社長執行役員 RIZAPテクノロジーズ㈱代表取締役会長 夢展望㈱取締役会長 健康コミュニケーションズ㈱代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	伊 井 三 喜 男	
取締役（監査等委員）	小 島 茂	小島社会保険労務士事務所代表 ㈫プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 ㈱ウィル取締役 SDエンターテイメント㈱社外取締役監査等委員 MRKホールディングス㈱社外取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所代表 SDエンターテイメント㈱社外取締役監査等委員 MRKホールディングス㈱社外取締役監査等委員

(注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第118回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会

社に移行しております。これに伴い、小島茂氏、大塚一暎氏の両氏は同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役就任しております。また、監査役伊井三喜男氏は同日付で任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、伊井三喜男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）小島茂氏及び大塚一暎氏は社外取締役であります。
3. 当社は、取締役大塚一暎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
水野孝平	2022年6月28日	任期満了	水野税理士事務所代表 (株)ヤマノ 監査役
金子茂男	2022年6月28日	任期満了	金子茂男税理士事務所代表 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役全員（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ(株)が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ(株)でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ(株)が負担しております。
- ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
- ・当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、執行役員等の主要な業務者です。

⑤ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年6月16日開催の取締役会において、グループ役員報酬決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員で構成される監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

1. 堀田丸正グループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。

2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材の確保、維持できる報酬水準とする。
 3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。
- b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬：基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。
- 監査等委員である取締役報酬：常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定する。
- c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針
- 賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。但し単年度の業績等から下限は不支給とする。

- d. 報酬等の割合に関する方針
取締役（監査等委員である取締役を除く。）：固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与）で構成する。
ただし、社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。
監査等委員である取締役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会において6月の定例取締役会までに審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、報酬の支給開始時期は6月からとする。
監査等委員である取締役の個人別報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会の協議において決定する。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として監査等委員会を設置している。監査等委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名で構成され、審議の客観性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行っております。
- ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額
- a. 監査等委員会設置会社移行前

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	4 (2)	2,400 (1,200)	2,400 (1,200)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	1,950 (1,200)	1,950 (1,200)	— (—)
合計	7 (4)	4,350 (2,400)	4,350 (2,400)	— (—)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

b. 監査等委員会設置会社移行後

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	2 (一)	3,600 (一)	3,600 (一)	— (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	5,850 (3,600)	5,850 (3,600)	— (一)
合 計 (うち社外取締役)	5 (2)	9,450 (3,600)	9,450 (3,600)	— (一)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名、監査等委員である取締役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の員数は7名ですが、無支給者が2名いるため支給員数と相違しております。
4. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は0名であります。

ハ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役及び役員を兼任する親会社または子会社等から、役員報酬として受けた報酬等の総額は10,240千円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	小 島 茂	小島社会保険労務士事務所 (有)ブラン・ドゥ・シー (株)ウィル SDエンターテイメント(株) MRKホールディングス(株)	代表 代表取締役社長 取締役 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所 SDエンターテイメント(株) MRKホールディングス(株)	代表 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員

(注) 各法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

<p>取締役（監査等委員）小島 茂</p>	<p>当事業年度開催の取締役会13回中全てに、また、監査等委員会13回中全てに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的知識と企業経営者としての見地から、取締役会においては、取締役の職務執行に対する監督や有益な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割をはたしております。また、監査等委員会においては、当社の人事システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>取締役（監査等委員）大塚一暁</p>	<p>当事業年度開催の取締役会13回中全てに、また、監査等委員会13回中全てに出席いたしました。弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
双葉監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務の適正化を図るための体制の整備に関する「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(イ) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会（監査等委員を含む）に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

(イ) この社内規程と情報の管理については、監査等委員会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行う。

(イ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。

(ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (ウ) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員または監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査等委員または監査等委員会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

(イ) 管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2)業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために内部通報窓口を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利益な扱いを行わないよう徹底しております。

また、当社の経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図るために重要なリスクを特定してリスク対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しており、災害を想定した訓練も行っております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名と、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）で構成されております。

当事業年度において、取締役会は、監査等委員会設置会社移行前では3回、移行後では10回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営企画本部及び管理本部が各子会社の経営管理体制を整備し、統括するとともに、関係会社管理規程に従い各子会社から当社に対し、適宜、事前承認・申請または報告を行っております。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査等委員会は、監査等委員である常勤取締役1名、社外取締役2名で構成されております。

当事業年度において、監査等委員会設置会社移行前では、監査役会は3回開催され、監査等委員会設置会社移行後では、監査等委員会は13回開催され、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査等委員である常勤取締役は、監査報告会及びトレース会議などの重要会議に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,499,461	流 動 負 債	642,525
現金及び預金	977,403	支払手形及び買掛金	333,749
受取手形	73,480	電子記録債務	196,989
売掛金	552,029	未払法人税等	7,585
電子記録債権	126,795	その他	104,201
商品及び製品	846,832	固 定 負 債	25,528
原材料及び貯蔵品	50,451	繰延税金負債	3,202
短期貸付金	800,000	その他	22,326
その他	82,662		
貸倒引当金	△10,194	負 債 合 計	668,053
固 定 資 産	195,369	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	91,906	株 主 資 本	2,975,486
建物	4,342	資 本 金	100,000
機械装置及び運搬具	0	資 本 剰 余 金	3,236,693
工具、器具及び備品	12,423	利 益 剰 余 金	28,374
土地	75,141	自 己 株 式	△389,581
無 形 固 定 資 産	130	その他の包括利益累計額	51,291
その他	130	その他有価証券評価差額金	6,055
投 資 そ の 他 の 資 産	103,332	為 替 換 算 調 整 勘 定	45,235
投資有価証券	45,517	純 資 産 合 計	3,026,777
その他	85,092		
貸倒引当金	△27,277	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,694,830
資 産 合 計	3,694,830		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			3,867,184
売上原価			2,672,840
売上総利益			1,194,344
販売費及び一般管理費			1,310,447
営業損失(△)			△116,103
営業外収益			
受取利息	44,461		
受取配当金	1,369		
為替差益	2,965		
その他	1,729		50,525
営業外費用			
支払利息	340		
株主優待関連費用	3,313		
その他	362		4,017
経常損失(△)			△69,595
特別利益			
助成金収入	7,403		7,403
特別損失			
感染症関連損失	13,434		13,434
税金等調整前当期純損失(△)			△75,625
法人税、住民税及び事業税	7,680		
過年度法人税等	△5,212		2,468
当期純損失(△)			△78,094
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△78,094

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	100,000	3,236,693	106,468	△389,581	3,053,580
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△78,094		△78,094
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△78,094	—	△78,094
当 期 末 残 高	100,000	3,236,693	28,374	△389,581	2,975,486

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	4,885	31,841	36,726	3,090,307
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△78,094
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,169	13,394	14,564	14,564
当 期 変 動 額 合 計	1,169	13,394	14,564	△63,529
当 期 末 残 高	6,055	45,235	51,291	3,026,777

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 岩野裕司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2022年4月1日から2022年6月28日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ、当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

堀田丸正株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊井三喜男 ㊟

監査等委員 小島茂 ㊟

監査等委員 大塚一暁 ㊟

(注) 監査等委員小島茂及び大塚一暁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,219,733	流 動 負 債	608,833
現金及び預金	850,590	買掛金	306,081
受取手形	73,480	電子記録債務	196,989
売掛金	510,978	未払金	52,211
電子記録債権	126,795	未払費用	33,259
商品及び製品	739,967	その他	20,292
原材料及び貯蔵品	50,451	固 定 負 債	25,528
前渡金	431	繰延税金負債	3,202
前払費用	25,045	その他	22,326
短期貸付金	800,000	負 債 合 計	634,361
その他	52,204	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△10,212	株 主 資 本	2,843,186
固 定 資 産	263,870	資本金	100,000
有 形 固 定 資 産	90,966	資本剰余金	3,306,694
建物	4,342	資本準備金	100,000
工具、器具及び備品	11,483	その他資本剰余金	3,206,694
その他	0	利 益 剰 余 金	△173,926
土地	75,141	利益準備金	109,129
無 形 固 定 資 産	25	その他利益剰余金	△283,055
ソフトウェア	25	繰越利益剰余金	△283,055
投 資 そ の 他 の 資 産	172,877	自 己 株 式	△389,581
投資有価証券	45,517	評価・換算差額等	6,055
関係会社株式	21,662	その他有価証券評価差額金	6,055
出資金	6,020	純 資 産 合 計	2,849,242
関係会社長期貸付金	50,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,483,603
その他	76,984		
貸倒引当金	△27,305		
資 産 合 計	3,483,603		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	3,293,198
売上原価	2,254,140
売上総利益	1,039,058
販売費及び一般管理費	1,164,642
営業損失(△)	△125,584
営業外収益	
受取利息	45,907
受取配当金	1,369
為替差益	1,979
その他	1,128
営業外費用	
支払利息	130
株主優待関連費用	3,313
貸倒引当金組入額	1,528
その他	362
経常損失(△)	△80,535
特別利益	
助成金収入	7,403
特別損失	
感染症関連連損失	13,434
税引前当期純損失(△)	△86,565
法人税、住民税及び事業税	7,585
過年度法人税等	△1,750
当期純損失(△)	△92,400

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	100,000	100,000	3,206,694	3,306,694	109,129	△190,654	△81,525	△389,581	2,935,587
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失						△92,400	△92,400		△92,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△92,400	△92,400	-	△92,400
当 期 末 残 高	100,000	100,000	3,206,694	3,306,694	109,129	△283,055	△173,926	△389,581	2,843,186

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	4,885	4,885	2,940,472
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△92,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,169	1,169	1,169
当 期 変 動 額 合 計	1,169	1,169	△91,230
当 期 末 残 高	6,055	6,055	2,849,242

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 岩野裕司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

- 議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。
 つきましては、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひら いわ まこと 平 岩 誠 (1973年7月20日生)	1997年4月 明和地所株式会社入社 1999年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2006年11月 株式会社ドン・キホーテ入社 2014年3月 MARUKAI CORPORATION Senior Vice President 2018年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2018年10月 株式会社ご馳走屋惣兵衛取締役 2019年4月 株式会社ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長（現任） 2020年5月 株式会社トレンテ代表取締役社長 2020年6月 夢展望株式会社常務取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 2021年6月 堀田（上海）貿易有限公司董事長（現任） 2021年6月 株式会社吉利代表取締役会長 2022年6月 創建ホームズ株式会社取締役（現任） 2022年6月 RIZAPインベストメント株式会社取締役（現任）	一株
	【取締役候補者とした理由】 平岩誠氏は、大手小売企業で営業要職の豊富な経験と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は、主要グループ会社の経営執行責任者として、経営の重要事項の決定及び業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、引き続き取締役の候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	やべかずひで 矢部和秀 (1969年10月18日生)	1993年4月 当社入社 2005年7月 当社管理本部経理財務部長 2008年8月 当社執行役員連結上場管理室長 2009年6月 当社執行役員管理本部長 2009年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2015年6月 当社取締役管理本部長 2015年8月 株式会社吉利取締役 2018年6月 当社常務執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任） 2019年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2019年6月 株式会社吉利取締役	5,149株
		【取締役候補者とした理由】 矢部和秀氏は、管理部門及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、豊富な経験と経理・財務の分野での相当程度の知見を有しております。現在は、当社グループの管理部門を担当しグループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者としていたしました。	
3	しも の たか みつ 下野隆充 (1971年2月12日生)	1994年4月 堀田産業株式会社入社 2012年7月 当社堀田ファンシーヤーン事業部長 2013年7月 当社執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長 2014年2月 堀田（上海）貿易有限公司董事（現任） 2016年6月 当社取締役 2016年9月 当社執行役員イエリデザイン事業部長 2016年10月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2017年6月 株式会社吉利取締役 2019年6月 当社取締役執行役員ファンシーヤーン事業部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業本部長兼ファンシーヤーン事業部長 2021年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼マテリアル事業部長 2022年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼ファッション事業部長（現任）	5,381株
		【取締役候補者とした理由】 下野隆充氏は、営業部門での豊富な経験と高度な知識を有しており、当社の意匠燃糸事業であるマテリアル事業部の責任者として、意匠燃糸事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大推進を行ってまいりました。現任であるファッション事業の今後の拡大推進に寄与するとともに、営業部門を中心に適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役の候補者としていたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	お 塩 た 田 てっ 徹 (1973年8月21日生)	1997年4月 株式会社大林組入社 2000年3月 アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2009年1月 株式会社ワールド入社 2015年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現PHCホールディングス株式会社)入社 入社人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2019年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2019年8月 同社人事本部長 2019年11月 同社人事本部長兼法務・リスクマネジメント本部長 2019年12月 同社執行役員グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年4月 RIZAPインベストメント株式会社取締役(現任) 2020年4月 RIZAP ENGLISH株式会社取締役(現任) 2020年5月 RIZAPグループ株式会社執行役員社長室長グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年5月 株式会社サンケイリビング新聞社取締役副会長 2020年6月 株式会社ワンダーコーポレーション取締役 2020年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 株式会社馬里邑取締役 2020年6月 MRKホールディングス株式会社取締役(現任) 2020年6月 RIZAPグループ株式会社取締役執行役員社長室長グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年7月 RIZAPトレーディング株式会社代表取締役社長(現任) 2020年8月 RIZAP株式会社取締役(現任) 2020年9月 株式会社イデアインターナショナル(現BRUNO)取締役(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社取締役(現任) 2020年12月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社取締役 2021年2月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・人事・マーケティング・営業統括兼社長室長 2021年3月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・人事・マーケティング・営業・DX統括兼社長室長 2021年4月 REXT株式会社取締役会長 2021年4月 株式会社サンケイリビング新聞社取締役(現任) 2021年8月 REXT株式会社代表取締役会長 2022年4月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・マーケティング・人事・DX統括、社長室長、RIZAP事業統括、REXT事業統括 2022年4月 株式会社アンティローザ代表取締役会長(現任) 2022年4月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社代表取締役社長(現任) 2022年4月 REXT株式会社代表取締役社長 2022年6月 REXT Holdings株式会社代表取締役社長 2022年6月 RIZAPテクノロジーズ株式会社代表取締役会長(現任) 2022年6月 夢展望株式会社取締役 2022年9月 夢展望株式会社取締役会長(現任) 2022年9月 REXT株式会社代表取締役会長兼社長執行役員(現任)	一株

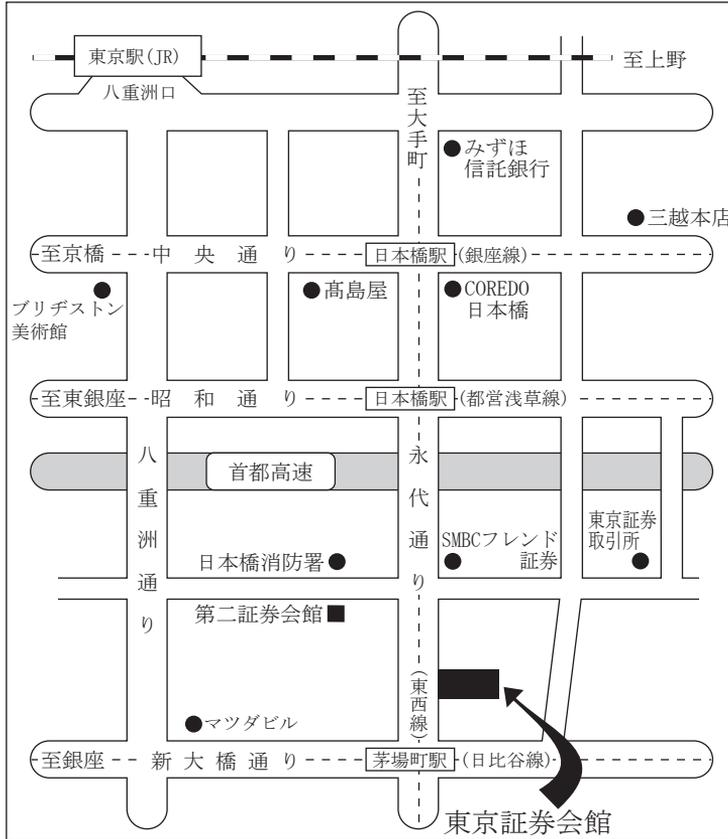
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
		2022年9月 REXT Holdings株式会社代表取締役会長兼社長執行役員（現任） 2023年2月 健康コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長（現任） 2023年4月 RIZAPグループ株式会社取締役 事業全般・人事統括、社長室長（現任）	
	【取締役候補者とした理由】 塩田徹氏は、大手企業の人事、総務部門の要職を歴任し、豊富な知識と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は同社の人事、総務、法務、リスクマネジメント、営業統括部門の業務執行責任者としての立場で、グループ管理部門の統括的な役割を担っております。他にもグループ会社の取締役を兼任しており、同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、引き続き取締役の候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	かつ うら あつ し 勝浦 敦 嗣 (1978年3月16日生) ※新任	2000年3月 東京大学法学部卒業 2001年10月 TMI総合法律事務所入所 2005年9月 鳥取ひまわり基金法律事務所入所 2007年9月 リーガルアライアンス鳥取おおぞら法律事務所開設 2010年7月 勝浦総合法律事務所開設 2014年2月 弁護士法人勝浦総合法律事務所へ組織変更	一株
5	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>勝浦敦嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、大手企業法務事務所で不動産流動化、コンテンツファイナンスなどの金融法務、一般企業法務に従事、大手証券会社への出向に伴い事業会社での職務に従事した後、地方公設事務所での地域に密着した弁護士活動を経て、法律事務所を開設しました。同氏には、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化への貢献や金融法務・企業法務における幅広い経験と見識に基づく助言、提言をいただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 塩田徹氏は、現在、当社の親会社であるRIZAPグループ㈱の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 勝浦敦嗣氏は、社外取締役候補者であります。
- 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
4. 当社は、勝浦敦嗣氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
 - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 - ・各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

会場のご案内



交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口